

'24～'25年版
 ユーキャンのFP3級 きほんテキスト
 法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第9版 第1刷（2024年5月24日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P.36	◆特別加入制度 末尾に追加	～、特別加入制度があり、申請によって任意加入できます。	～、特別加入制度があり、申請によって任意加入できます。 <u>2024年11月からは、企業や消費者から委託を受けて働く一定のフリーランスも特別加入できるようになります。</u>	2024.10.18
P.39	●特定一般教育訓練 給付 末尾に追加	受講料等の40%相当額（上限は20万円）が支給されます。	～ <u>2024年10月からはさらに資格取得・就職した場合、教育訓練費の10%（年間上限5万円）が加算されます。</u> ● <u>専門実践教育訓練</u> <u>「専門実践教育訓練」は中長期的キャリア形成に資する教育訓練に対して受講費用の50%（上限は年間40万円）が支給され、資格取得かつ就職した場合には、追加で教育訓練経費の20%（年間上限16万円）が支給されます。</u> さらに、 <u>資格取得・就職に加えて、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金に加えて5%以上上昇した場合は、教育訓練費の10%（年間上限8万円）を追加で支給します。</u>	2024.10.18

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日											
P.64	◆老齢年金生活者支 援給付金 支給対象 枠内	③前年の公的年金等の収入金額 とその他の所得との合計額が 878,900 円以下である	③前年の公的年金等の収入金額 とその他の所得との合計額が <u>889,300 円以下(1956 年 4 月 2 日 以後生まれの場合)である</u>	2024.10.18											
P.84	表「確定拠出年金 (DC) の掛金限度 額」の上の表/個人 の限度額 (月額) 確 定給付企業年金等の ある会社員	12,000 円**	12,000 円** <u>(2024 年 12 月以降 20,000 円)</u>	2024.10.18											
P.84	同表/公務員	12,000 円	12,000 円 <u>(2024 年 12 月以降 20,000 円)</u>	2024.10.18											
P.84	表「確定拠出年金 (DC) の掛金限度 額」の下を表を差替 え	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>企業型DCに加入している人 が、iDeCoに加入する場合 (月額)</th> <th>企業型DCと確定給付型に加入 している人がiDeCoに加入する 場合 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業型DCの事業主掛金 (①)</td> <td>55,000円以内</td> <td>27,500円以内</td> </tr> <tr> <td>iDeCoの掛金 (②)</td> <td>20,000円以内</td> <td>12,000円以内*</td> </tr> <tr> <td>①+②</td> <td>55,000円以内</td> <td>27,500円以内**</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2024年12月以降は20,000円以内 **2024年12月以降は「55,000円-他制度(DBなど)掛金相当額」以内 ※個人型の掛金は毎月定額を拠出するのが基本だが、掛金の拠出を1年単位で考え、加入者が年1 回以上、任意に決めた月にまとめて拠出 (年単位) することも可能。</p>		企業型DCに加入している人 が、iDeCoに加入する場合 (月額)	企業型DCと確定給付型に加入 している人がiDeCoに加入する 場合 (月額)	企業型DCの事業主掛金 (①)	55,000円以内	27,500円以内	iDeCoの掛金 (②)	20,000円以内	12,000円以内*	①+②	55,000円以内	27,500円以内**	2024.10.18
	企業型DCに加入している人 が、iDeCoに加入する場合 (月額)	企業型DCと確定給付型に加入 している人がiDeCoに加入する 場合 (月額)													
企業型DCの事業主掛金 (①)	55,000円以内	27,500円以内													
iDeCoの掛金 (②)	20,000円以内	12,000円以内*													
①+②	55,000円以内	27,500円以内**													
P.99	下から 3 行目	対象となるのは住民税非課税世 帯およびそれに準ずる世帯 <u>の、</u> ～	対象となるのは住民税非課税世 帯およびそれに準ずる世帯、 <u>扶 養する子の数が 3 人以上の多子 世帯 (世帯年収等の要件あり)</u> <u>の、</u> ～	2024.10.18											